

経営発達支援計画の概要

実施者名	都農町商工会（法人番号：7350005002116） 都農町（地方公共団体コード：454061）
実施期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
目 標	経営発達支援事業の目標 本町の基幹産業が農業であることや、ワイナリーと道の駅による経済効果を踏まえ、以下のとおり目標を設定する。 （1）町内の小規模事業者の経営力向上 （2）食品製造業を中心とした地場産業の振興 （3）地域商業・商店街の活性化
事業内容	経営発達支援事業の内容 3. 地域の経済動向調査に関すること （1）地域経済に関する調査 4. 需要動向調査に関すること 展示会での来場バイヤーへのアンケート調査 5. 経営状況の分析に関すること 経営支援基幹システム（BIZミル）の経営支援機能を活用した経営状況分析の実施 6. 事業計画策定支援に関すること （1）事業展開の方向を定めた事業計画等支援の実施 （2）事業計画策定前段階におけるDX推進セミナーの開催・IT専門家派遣等による小規模事業者の競争力の維持等支援 7. 事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画策定後のフォローアップの実施 8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること （1）商談会・展示会の参加を通じた販路開拓支援 （2）ITを活用した販路開拓支援 地域経済の活性化に資する取組に関すること （1）つの財団との連携による地域経済活性化 （2）中心市街地活性化の賑わい創出
連絡先	都農町商工会 〒889-1201 宮崎県児湯郡都農町大字川北 5129 TEL：0983-25-0200 FAX：0983-25-4027 E-mail：hyosunbo@miya-shoko.or.jp 都農町 産業振興課 商工観光係 〒889-1201 宮崎県児湯郡都農町大字川北 4874-2 TEL：0983-25-5721 FAX：0983-25-0724 E-mail：sansin@town.tsuno.lg.jp

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状及び課題

①都農町の現状

本町は、宮崎県内で人口の最も多い商業都市の宮崎市と、工業都市の延岡市の間に位置する農業を基幹産業とする人口約 1 万人の町である。

東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なり、西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がる東西に長い地形を象っている。

また、町土の約 63% は山林で、尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた矢研の滝をはじめ、大小 30 余りの尾鈴山瀑布が分布している。加えて、気候は温暖で自然環境に恵まれた住み良い生活環境を形成している。交通の便としては、国道 10 号線が町の中心部を縦貫している。

また、平成 24 年 12 月に都農 IC から高鍋 IC 間、平成 26 年 3 月に都農 IC から日向 IC の開通により、東九州自動車道が町の南北を縦貫することとなった。



②都農町の人口等の状況

本町の人口は、昭和 25 年の 15,670 人をピークに減少を続け、令和 2 年には 9,996 人とピーク時より約 36% 減少しており、世帯数は 4,060 世帯とおおむね横ばいで推移している。

なお、1 世帯数の平均世帯人員は、令和 2 年には 2.46 人/世帯と減少傾向にあり、世帯規模が縮小している。将来人口推計では、令和 27 年には 5,919 人にまで、減少することが予測されている。

また、高齢化率も令和 2 年で 39.3% となっており、加えて、生産年齢人口の比率が低く、年々高齢化が進行している。このまま推移すれば、地域経済の停滞や縮小が一層懸念される。

【都農町の人口、世帯数】

(単位：人)

年度	昭和 25 年	昭和 45 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年
人口 (人)	15,670	12,479	13,859	12,618	11,811	10,391	9,996
人口増減		△3,191	1,380	△1,241	△807	△1,420	△395
世帯数 (世帯)	2,953	3,230	3,913	3,928	4,053	3,940	4,060

(出典：宮崎県現住人口調査)

③都農町の産業

産業については、第 1 次産業の農業が盛んで、県内の全市町村の中でもトップの数値となっている。本町の農業は、温暖な気候、土地条件等の自然特性を生かした施設園芸 (トマト、きゅうり) 等の集約型農業を中心に、果樹 (ぶどう、梨、みかん、キウイ)、畜産 (ブロイラー、肉用牛、養豚) など多種、多品目が生産されている。

また、平成6年には、第3セクターである有限会社都農ワイナリーを設立、平成8年には、地元産のぶどうを100%使用した「都農ワイン」が製造・販売開始された。このワインは、平成17年に世界のワイン100選に選ばれており、国内・国外から高い評価を受けている。

加えて、本町には漁港もあり、日向灘の豊かな漁場から金ふぐなどが水揚げされ、特に金ふぐは宮崎県の水産物ブランドとして指定されている。



写真：「道の駅つの」外観



写真：「道の駅つの」内観



写真：金ふぐ

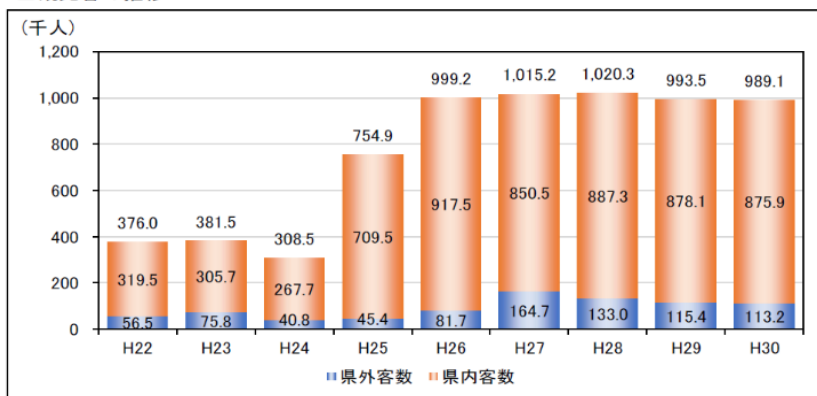


写真：都農ワイン

さらに、本町は平成29年にふるさと納税の寄付金額において、全国で2位となった。これは、町内で採れる豊富な資源を活かした質の高い製品が日本全国に認められた結果と言える。

また、平成25年7月にオープンした「道の駅つの」が牽引役となって、都農町を訪れる観光客は飛躍的に増えている。観光客は、平成30年現在、989,089人（県外客113,223人、県内客875,866人）となっており、平成22年と比較すると約2.6倍の増加となっている。

■観光客の推移



[資料：宮崎県観光入込客統計調査結果]

④都農町の商工業の現状と課題

本会の実態調査によると、都農町の施策等により、県内の町村と比較し、商工業者数は、平成28年～令和2年の5年間で5件の減少に抑えられているが、依然として減少傾向が進んでいる。

特に小売業に関しては、大型専門店が国道10号線に出店し始めたことにより、小規模店を中心に減少傾向にある。

【町内商工業者数の推移】

(単位：件)

業 種	平成28年		令和2年		増減	
	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数
建設業	58	45	56	43	▲2	▲2
製造業	37	25	38	26	1	1
卸売業	8	6	10	7	2	1
小売業	104	80	86	64	▲18	▲16
飲食業・宿泊業	59	34	60	33	1	▲1
サービス業	73	37	77	40	4	3
その他	26	19	33	23	7	4
合 計	365	246	360	236	▲5	▲10

そして、商店街を形成している6つの地区の商業者数は、特に減少しており、令和2年と平成6年の比較で約35%減少している。町の中心部には江戸時代、大名の参勤交代等の宿泊所として役割を果たしていた「旧赤木邸」があり、その建物を中心として商店街が形成され、戦前には約260店舗が商いにより生計を立てていたが、平成に入ると、町内の商業集積は旧国道沿いの商店街から現在の国道10号線沿いに商業の重心が移っていき、旧国道沿いの商店街は徐々に空き地、空き店舗が目立つようになってきた。

【商店街を形成していた地区の会員数の推移】

地 区	平成6年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年/ 平成6年比
南新町	25	22	18	13	14	13	52%
北新町	24	24	19	19	19	16	66%
中町本通	20	23	19	16	13	12	60%
西中町	26	28	28	24	20	24	92%
旭 通	27	24	20	19	19	19	70%
北 町	29	22	25	23	24	13	45%
計	151	143	129	114	109	97	64%

(出典：都農町商工会/通常総代会資料)

加えて、現国道10号線沿いの商業店舗と、JR都農駅から一之宮都農神社を結ぶ旧国道沿いにある商店街から駅前広場とのつながりが課題としてあり、今後は本町の歴史的、文化的な特性を生かした商業集積など、特色ある商業地づくりへの取組が求められている。さらに年間約70万人の観光客が集まる「道の駅つの」から旧国道沿いの商店街へ人を呼び込むための公共施設の整備や観光ルートの確立も課題となっている。

⑤都農町の長期総合計画による目指すべきビジョン

本町は第6次都農町長期総合計画（平成29年度～令和8年度）の「産業の躍動するまちづくり」の中で、「創意と活力の商工業」として、商業振興面では、商店街の空き店舗・駐車場対策、各店舗の経営力強化、商業後継者の育成などへの取組や推進とともに、まちのにぎわいを取り戻すための歴史的遺産を活用した魅力ある商業集積の構築を検討するとしている。

一方、工業振興面においては、空き工場や遊休地などを有効活用し、積極的な企業誘致に取り組むとともに、基幹産業である農畜産業に関連した食品加工業、交通条件を活かした流通産業など、地域に根ざす企業誘致に努め、地域経済の活性化を図ることとしている。

また、道の駅に販売施設が誕生したことにより、交流人口が増加し商工業振興の環境が整ってきたことから、商工業者の経営の安定及びその基盤の強化を図り、もって商工業の振興に寄与するため、商工業所得の向上並びに商工業に関する担い手の育成及び確保、生産基盤の整備、販売の促進等に係る「都農町商工業振興対策基金条例」が制定された。条例の内容としては、①事業規模拡大支援事業、②既存または新商品販路開拓支援事業、③新技術導入支援事業、④新規商工業者支援事業等の諸事業に対して、補助金による支援措置が講じられている。

（2）小規模事業者に対する中長期的な振興のあり方

①10年程度の期間を見据えて

町の創業支援等の施策により、毎年創業者はいるものの、小規模事業者の後継者不在や未確定の事業者が多く、今後は事業者数が減少していくことが予想される。商工会としては、小規模事業者の減少を防ぎ、地域経済の循環を維持するためにも、引き続き新規創業者への支援策等の情報提供を行い町内での創業促進を図ることや地域内の消費者ニーズを的確に把握するための調査事業を行い、その結果をもとに各事業者が扱う商品・サービスの見直しにつなげる支援を行う。加えて、専門家などと連携し、指導・助言を行うことで小規模事業者の意識改革や技術の向上につなげ、管内事業者の持続的発展と事業承継支援を推進する。

②都農町長期総合計画との連動系・整合性

第6次都農町長期総合計画において、商業の振興については、商店街の空き店舗対策、各店舗の経営力強化、商業後継者の育成などへの取組や推進といった「魅力ある商業集積の構築」と明記しており、工業の振興については、各事業所の経営基盤の強化、就労支援の促進、企業誘致の促進と明記してある。また、観光の振興については、観光資源の開発促進、歴史文化ゾーンの観光資源としての活用及び観光イベント、PRの展開と明記しており、これらの都農町総合計画に掲げる基本方針と小規模事業者支援に対する商工会のビジョンが、連動しており、町と連携して小規模事業者支援を実施していく。

③商工会としての役割

本会では地域における総合経済団体として、長期にわたり小規模事業者支援や地域活性化に取り組んできた。平成29年に経営発達支援計画の認定を受け、事業を実施している。今後も商工会として変化する社会情勢等を的確に把握し、小規模事業者への伴走型支援を実施していく。都農町、(一財) つの未来まちづくり推進機構(※)(以下、「つの財団」という)と連携し、小規模事業者の経営力の強化、人材の育成、地域資源を活かした販路開拓支援を行い、地域経済の活性化を図る。

※(一財) つの未来まちづくり推進機構(つの財団)とは、都農町が設立した一般財団法人で、「保健、介護、福祉が連携したまちづくり」、「産業振興、地域振興の推進」、「教育、人材育成」など持続可能な地域であり続けるよう自立・自走のシステムづくりに関する様々な事業を行っている団体である。

(3) 経営発達支援事業計画の目標

小規模事業者を取り巻く経営環境を的確に捉え、10年後を見据えながら、小規模事業者の経営実態に応じた支援を行うため、本会における5年間の支援目標を次のとおりとする。

①町内小規模事業者の経営力向上

多様化・高度化する消費者ニーズへの対応、高齢化・後継者不足による後継者不在問題等、地域小規模事業者が置かれている厳しい状況を乗り越えるためには、経営基盤の強化を図ることが最重要課題であり、そのためには、本計画において伴走型の支援に取り組む中で、小規模事業者の経営力の向上を図ることとする。

②食品製造業を中心にした地場産業の振興

本町の強みである「食」をキーワードにしたフードビジネス産業の活性化を重点化することが、第1次産業の振興はもちろん、食品製造業の産地化を促進するだけでなく、フードビジネス関連事業者である飲食関連事業者や食品販売事業者をも活性化させることにより、本町地場産業の振興を図ることとする。

③地域商業、商店街の活性化

町の顔としての商店街や地域商業は、社会経済構造の変化や消費者ニーズの多様化などへの対応の遅れにより厳しい状況にあるが、高齢社会の到来に伴い増えつつある買い物弱者への対応、さらには、安心・安全なまちづくりの役割を担う地域商店街の再生が求められていることから、そのための新たな視点からの活性化策を本会が先導して取りまとめ、その実現を図ることにより地域商業の再興を目指すこととする。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

上記1－(3)に掲げる目標を達成するための本会の実施方針は、次のとおりとする。

①町内小規模事業者の経営力向上

小規模事業者の経営基盤強化と経営力向上を図る取組として、地域の経済動向調査や需要動向調査、経営状況の分析、事業計画の策定・フォローアップ、新たな需要開拓寄与事業を実施する。

②食品製造業を中心にした地場産業の振興

本町の基幹産業が農業であること、また、本町が、果樹・野菜・畜産・海産物を活かした本格的農業観光を目指していることや、「外貨を獲得」するために「商品の高付加価値化」を目標にしていること、さらには県内でも有数の集客力を誇る「道の駅つの」の活用が、今後における本町商工業の持続的発展には不可欠である。

そのことを踏まえ、「食」を切り口とした需要動向調査（アンケート調査）を実施し、その調査結果を基にして、地元農産物を使った既存商品のブラッシュアップ支援に取り組み、食品製造業及び関連小規模事業者（産業）の育成・成長を図る。

③地域商業、商店街の活性化

地域内で増え続ける高齢者や交通弱者にとって、住まいに近い地域商店街や小売商業・サービス業は、日常的な買い物、生活の場としてなくてはならず、この意味で、個店の販売力と経営力強化のため、経営状況分析や事業計画策定など伴走型の経営支援に取り組むとともに、地域経済活性化の視点から商店街全体としての活性化の方向を探る。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

本会においては、平成29年に伴走型小規模事業者支援推進事業を活用して年1回外部の調査会社に分析作業等を委託して、地域の小規模事業者の経営状況、経営課題、業種別の景況感などを集計し、グラフ化するなどしてまとめ、それを商工会ホームページで公表を行った。

地域の小規模事業者の動向を把握できたことは一定の成果があったと思われたが、調査結果は商工会ホームページのみの公表にとどまり、経営計画書作成等の経営支援時に有効に活用できていなかった。

今後は、外部調査会社への委託は行わず、巡回やヒアリング等により調査を行い、回収した調査票をもとに、経営指導員等が分析を行う。小規模事業者の持続的発展を図るためには、地域の経済動向を把握した上で、経営状況分析や事業計画策定に繋げることが重要であるため、ビッグデータを活用した分析を行い、その結果を地域商工業者に広く周知を行う。

(2) 目標

	公表方法	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①地域経済動向分析 の公表回数	HP・商工会誌 への掲載	未実施	1回	1回	1回	1回	1回
②景気動向分析の 公表回数	HP・商工会誌 への掲載	未実施	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 事業内容

①地域経済に関する調査

国が提供するビッグデータを活用し、当地域において真に稼げる産業や事業者に対し、限られたマンパワーや政策資源を集中投下し、効率的な経済活性化を目指すため、経営指導員等が「RE S A S」(地域経済分析システム)を活用した地域の経済動向分析を行い、年1回公表する。

【調査手法】経営指導員等が「RE S A S」(地域経済分析システム)を活用した地域の経済動向分析を実施

【調査項目】

- ・「地域経済循環マップ・生産分析」→何で稼いでいるか等を分析
 - ・「まちづくりマップ・From to 分析」→滞在人口等を分析
 - ・「産業構造マップ」→業種別の産業特性等を分析
- 上記の分析を総合的に分析し、事業計画策定支援等に反映する

②景気動向分析

管内の景気動向等についてより詳細な実態を把握するため、全国商工会連合会が行う「小規模企業景気動向調査」に独自の調査項目を追加し、管内小規模事業者の景気動向等について、年1回調査・分析を行う。

【調査対象】都農町の小規模事業者30事業所

町内の製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の事業所をバランスよく選出し調査を実施する。(業種別内訳…建設業：6事業所、製造業：6事業所、小売業・卸売業：6事業所、飲食・宿泊業：6事業所、サービス業：6事業所)

【調査方法】経営指導員等による事業所巡回時にアンケート形式により行う。

【調査項目】売上額、仕入価格、経常利益、資金繰り、雇用、設備投資等

【分析方法】収集したデータをB I Z ミルのアンケート集計機能に入力し、ヒアリング項目に沿って分析する。

(4) 調査結果の活用

- 情報収集・調査、分析した結果はホームページに掲載し、広く管内事業者等に周知する。
- 経営指導員等が巡回指導を行う際の参考資料とする。
- 小規模事業者の経営計画書作成等に反映していく。

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、宮崎県商工会連合会が開催するバイヤーによる求評会や展示会等について、関連する食料品製造業者等に案内する程度で、その後のフォローアップが不十分であった。

今後は、その評価結果について経営指導員等と事業者が共有し、商品の更なる改良や事業計画策定に活用していくことが求められている。

(2) 目標

項目	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①アンケート調査実施事業者数	－	2者	2者	2者	2者	2者

(3) 事業内容

①展示会での来場バイヤーへのアンケート調査

福岡市で開催される商談会「FOOD STYLE」において、来場するバイヤーに対して、試食・アンケート調査を実施する。

(ア) 対象事業者

野菜、果物、肉、魚等町特産品の加工を手掛ける食料品製造業者

(イ) 調査項目

味、食感、パッケージ、容量、価格、取引条件 等

(ウ) サンプル数

来場バイヤー50人

(エ) 分析方法

専門家のアドバイスを受けながら、経営指導員等が分析を行う

(4) 成果の活用方法

上記アンケート調査の分析結果については、当該事業者にはフィードバックし、商品改良や事業計画策定の参考資料とする。

そして、調査結果により課題等があれば、専門家を派遣して課題解決を行う。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

これまでの経営分析については、ネットde記帳の代行先、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）融資先、各種補助金の申請先に対して、単発的な分析に終わっており、その後のモニタリングが不足している面があり、また、分析結果の職員間共有が上手くできておらず課題となっている。

今後、小規模事業者の持続的発展を図るためには、事業者自らが、経営課題の発見や経営目標との差異などを把握するとともに、職員間で情報を共有して、事業計画策定や伴走的に支援を行っていくことが重要である。

(2) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
経営分析事業者数	5 者	40 者	40 者	40 者	40 者	40 者
うち事業承継 に伴う経営分 析事業者数	－	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者

(3) 事業内容

①対象者

ネット de 記帳の代行先、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）融資先、各種補助金の申請先、経営革新計画承認申請先や各種セミナー参加者、事業承継計画先の中で規模拡大など経営に意欲的な小規模事業者を会員・非会員を問わず40事業所選定する。

職員による巡回・窓口相談を介して対象者の掘り起こしを行う。

②分析を行う項目

(ア) 経営基礎情報

経営情報、経営資源、経営上の課題 等

(イ) 財務分析（定量分析）

売上高、営業利益、経常利益、収益性、成長性、生産性、効率性、安全性 等

(ウ) SWOT分析（定性分析）

強み、弱み、機会、脅威 等

③分析方法

令和元年度に導入したクラウド型経営支援ツール「BIZミル」の経営支援機能を活用し、経営指導員等が経営情報を分析する。

また、決算データに基づき財務分析、ヒアリングによるSWOT分析を実施する。

(4) 分析結果の活用方法

経営分析の結果については、当該事業者フィードバックするとともに、課題の解決に向けて効果的な事業計画策定を行う。

また、「BIZミル」を活用することで、分析結果が自動的にデータベース化され、全職員で共有できることで、経営指導員等のスキルアップにも活用することができる。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで、事業計画の策定に関して支援実績はあるものの、小規模事業者持続化補助金等の補助金申請時や各種融資を受ける際のみでの作成であり、事業者計画内容や計画実行の重要性を認識させることが十分にできなかった。

小規模事業者が持続的発展を図るためには、事業計画作成は不可欠であり、事業計画の必要性を事業者自らがしっかり認識し、事業計画書を策定できるよう、経営指導員等が伴走的に支援を行うことが重要である。

(2) 支援に対する考え方

経営分析を行った事業者の中の5割程度の事業計画策定を目指す。

特に、小規模事業者持続化補助金や都農町商工業振興対策事業補助金等の各種補助金申請等を契機として、経営計画の策定を目指す事業者の中から、実現可能性の高いものを選定し、事業計画の策定に繋げる。

また、喫緊の課題である事業承継を検討している事業者も優先的に計画策定の支援を行い、創業予定者に対しても経営策定の支援を行う。

併せて、事業計画の策定前段階においてDXに向けたセミナーを行い、小規模事業者の競争力の維持・強化を目指す。

(3) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
DX推進セミナー 開催	—	1回	1回	1回	1回	1回
事業計画策定 事業者数	4者	20者	20者	20者	20者	20者
うち事業承継 計画策定事業 者数	—	2者	2者	2者	2者	2者
うち創業計画 策定事業者	—	1者	1者	1者	1者	1者

(4) 事業内容

①「DX推進セミナー開催・IT専門家派遣」の開催

DXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組を推進していくために、セミナーを開催する。

また、セミナーを受講した事業者の中から取り組み意欲の高い事業者に対しては、経営指導員等による相談対応・経営指導を行う中で必要に応じてIT専門家派遣を実施する。

(ア) 支援対象

SNSやECサイトを活用して販路拡大を目指す事業所やクラウドやAI機能を事業に活用したい事業所

(イ) 募集方法

セミナー案内チラシを作成し、郵送にて案内。商工会HPにて案内。

(ウ) 開催回数

年間1回

(エ) 講師

宮崎県よろず支援拠点コーディネーター

宮崎県商工会連合会DX推進課専門スタッフ

(オ) カリキュラム

- ・ D X 総論、D X 関連技術（クラウドサービス、A I 等）や具体的な活用事例
- ・ クラウド型顧客管理ツールの紹介
- ・ S N S を活用した情報発信方法
- ・ E C サイトの利用方法等

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、巡回や窓口相談を通して、小規模事業者持続化補助金や都農町商工業振興対策事業補助金の採択を受けた計画のフォローアップ支援は行っていたが、事業終了後は支援が途切れるケースがあった。

今後は、事業計画策定後は、不定期であった巡回を定期的に行い、訪問回数を増やすことで、十分なフォローアップを行い、P D C A サイクルを意識した的確な伴走的な支援を継続していく。

(2) 支援に対する考え方

事業計画を策定した全ての事業者を対象とするが、事業計画の進捗状況等により、訪問回数を増やして集中的に支援すべき事業者と、ある程度順調と判断し訪問回数を減らしても支障ない事業者を見極めた上で、フォローアップ頻度を設定する。

(3) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
フォローアップ 対象事業者数	3 者	2 0 者	2 0 者	2 0 者	2 0 者	2 0 者
フォローアップ 延回数	4 7 件	8 0 回	8 0 回	8 0 回	8 0 回	8 0 回
売上増加 事業者数	—	6 者	6 者	6 者	6 者	6 者

(4) 事業内容

事業計画を策定した全ての事業者をフォローアップ支援の対象とする。原則、4 半期に 1 回巡回訪問や窓口相談を行い、策定した事業計画の進捗状況について確認を行う。

ただし、進捗状況が遅れている場合については、訪問頻度を増やし、順調に計画実行されている場合は頻度を減らすなどして、事業所に応じて対応する。

また、必要に応じて専門家派遣や他の支援機関との連携により、課題解決に向けた取り組みを臨機応変に対応していく。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

本会では、小規模事業者の販路拡大や新市場進出に関する支援については、販路開拓に関する補助金情報の提供を行っている。

また、食品製造業者を中心とした加工品については、年間 7 0 万人を集客する「道の駅つの」の店頭で販売を行っている。その他、町内で開催される様々なイベントで販売ブースを提供し、支援を行っている。

今後は、一般消費者へのPRのみでなく、継続的な取引先開拓に繋げるため、バイヤー向けの商談会等にも積極的に参加を支援していく必要がある。県内から九州都市部、東京都等都市部へと、事業者の発展段階に合わせた販路開拓に取り組んでいく必要がある。

そして、新たな販路の開拓にはDX推進が必要であるということを理解・認識してもらい、DXを活用した取組みを支援していく必要がある。

(2) 支援に対する考え方

商工会が自前で展示会等を開催するのは困難なため、既存の展示会への出展を目指す。出展にあたっては、経営指導員等が専門家の活用を計りながらの事前支援、出展期間中の同行支援、事後支援など、きめこまかな伴走支援を行い、取引成立の実効性を高める。

DXに向けた取組として、データに基づく顧客管理や販売促進、SNS情報発信、ECサイトの利用等、IT活用による営業・販路開拓に関するセミナー開催や相談対応を行い、理解度を高めた上で、導入にあたっては必要に応じてIT専門家派遣等を実施するなど事業者の段階に合った支援を行う。

(3) 目標

	現行	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①都農町産業まつり 出店事業者数	—	10者	10者	10者	10者	10者
売上額/者	—	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②みやざき地場産品 商談会参加事業者数	—	2者	2者	2者	2者	2者
成約件数/社	—	4件	4件	4件	4件	4件
③FOOD STYLE 出展事業者数	—	2者	2者	2者	2者	2者
成約件数/社	—	4件	4件	4件	4件	4件
④SNS活用 事業者	—	4者	4者	4者	4者	4者
売上増加率/社	—	10%	10%	10%	10%	10%
⑤ECサイト 利用事業者数	—	2者	2者	2者	2者	2者
売上増加率/社	—	10%	10%	10%	10%	10%

(4) 事業内容

①「都農町産業まつり」への出店支援 (B to C)

毎年、秋に開催され、約10,000名が来場する恒例イベントで、町内だけでなく、町外からの来場者もあり、消費者の反応を見る機会を創出する。

消費者の既存、出展事業所に加え、伴走型支援により、新商品等を開発した事業者に対して、出店を勧める。

②「みやざき地場産品商談会」出展事業 (B to B)

毎年、宮崎県商工会連合会が主催して宮崎市で開催される商談会で、東京都等から5社程度のバイヤーが参加している。毎年、食料品製造業者2者を選定し参加させる。参加させるだけでなく、商談会でのプレゼンテーションが効果的になるよう事前研修を行うとともに、事後には、名刺交換した商談相手へのアプローチ支援など、商談成立に向けた実効性のある支援を行う。

③「FOOD STYLE」出展事業（B to B）

毎年、㈱イノベントが主催する商談会で、九州では福岡市で毎年開催されている。2日間で九州を中心として約560社が出展し、延べ13,000人ほどのバイヤーが来場する大規模な商談会で、新規取引先の開拓に非常に有効である。参加させるだけではなく、商談会でのプレゼンテーションが効果的になるよう事前研修を行うとともに、事後には、名刺交換した商談相手へのアプローチ支援など、商談成立に向けた実効性のある支援を行う。

④SNS活用

現状の顧客が近隣の商圈に限られていることから、より遠方の顧客の取込のため、取り組みやすいSNSを活用し、宣伝効果を向上させるための支援を行う。

⑤ECサイトの利用（B to C）

全国商工会連合会が運営するニッポンセレクト等の提案を行いながら、効果的な商品紹介のリード文・写真撮影、商品構成等の伴走支援を行う。

Ⅱ．経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

（1）現状と課題

毎年度、事業の実施及び成果について、都農町産業振興課、中小企業診断士など専門的な知識を有する外部有識者委員で構成される「外部評価委員会」を開催して、事業の検証・評価・見直しを行ってきたが、法改正により今後は新たな仕組み作りが必要となっている。

（2）事業内容

都農町産業振興課係長、法定経営指導員、外部有識者（中小企業診断士等の専門家）を構成員とする「都農町商工会経営発達支援事業等協議会」を設置し、年1回以上開催する。

当協議会で経営発達支援事業の進捗状況等について評価を行い、商工会理事会にフィードバックした上で、事業の改善・見直し等を行う。

また、当協議会の評価結果は都農町商工会ホームページに掲載し、地域の小規模事業者に閲覧可能な状態とする。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

（1）現状と課題

宮崎県商工会連合会等が主催する経営指導員等を対象とした研修に積極的に参加し、資質向上に努めている。

個々でも、消費税軽減税率制度やキャッシュレス還元事業等支援内容・課題に合わせた研修を受講し、経営支援のスキルアップを図っているが、研修後に研修で学んだ支援ノウハウや知識を職員間で共有できる体制・仕組みを作りが課題となっている。

（2）事業内容

①外部講習会等の積極的活用

【経営支援能力向上セミナー】

経営指導員及び経営・情報支援員の支援能力の一層の向上のため、中小企業庁が主催する「経営指導員研修」及び宮崎県商工会連合会主催の「経営支援能力向上セミナー」に対し、計画的に経営指導員等を派遣する。

【D X推進に向けたセミナー】

喫緊の課題である地域の事業者のD X推進への対応にあたっては、経営指導員及び経営・情報支援員のI Tスキルを向上させ、ニーズに合わせた相談・指導を可能にするため、下記のようなD X推進取組に係る相談・指導能力の向上のためのセミナーについても積極的に参加する。

<D Xに向けたI T・デジタル化の取組>

ア) 事業者にとって内向け（業務効率化等）の取組

R P Aシステム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等のI Tツール、テレワークの導入、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

イ) 事業者にとって外向け（需要開拓等）の取組

ホームページ等を活用した自社P R・情報発信方法、E Cサイト構築・運用
オンライン展示会、S N Sを活用した広報、モバイルオーダーシステム等

ウ) その他取組

オンライン経営指導の方法等

②O J T制度の導入

経営指導員及び経営・情報支援員が小規模事業者への計画策定支援を行う際に、法定経営指導員や宮崎県商工会連合会のスーパーバイザーによるO J Tを実施することで、組織全体としての支援能力を高める。

③職員間の定期ミーティングの開催

経営指導員研修会等へ出席した経営指導員が順番で講師を務め、I T等の活用方法や具体的なツール等についての紹介、経営支援の基礎から話の引出し術に至るまで、定期的なミーティング（月2回、年間24回）を開催し意見交換等を行うことで、職員の支援能力の向上を図る。

④B I Zミルによるデータ共有化

支援を実施した経営指導員等がB I Zミルのデータ入力を行い、常に最新の支援状況を全職員で共有する。策定中の事業計画等も全職員が閲覧・入力できるため、特定個人に頼らない組織的支援が可能となる。

1 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

（1）現状と課題

本会では、これまでも西都・児湯地区管内の6商工会で、年2回研修会を開催して、小規模事業者支援に関するノウハウ交換を実施してきたが、これに加えて更なるノウハウ習得のため、他支援機関を交えての情報交換を行うことが課題となっている。

（2）事業内容

①西都・児湯地区6商工会定期研修会の開催（年2回）

これまでも実施してきた定期研修会になるべく多くの職員が参加し、小規模事業者支援に関するノウハウの情報交換を行う。

②金融機関等との意見交換会の開催（年１回）

地元金融機関や日本政策金融公庫宮崎支店との情報交換会を開催し、地域内産業及び経済の動き、金融情勢、市場動向などについて情報収集を行うことにより、本会で不足している企業経営情報を確保するとともに、新たに収集された情報を今後の事業者支援に活かす。

③（一財）つの未来まちづくり推進機構（つの財団）との意見交換会（年１２回）

つの財団は都農町が設立した一般財団法人で、

- ・保健、介護、福祉が連携したまちづくり
- ・産業振興、地域振興の推進
- ・教育、人材育成

など持続可能な地域であり続けるよう自立・自走のシステムづくりに関する様々な事業を行っている。都農町・つの財団・商工会の３者合同で、意見交換会を開催し、中心市街地の活性化や事業継続のための事業承継に関するノウハウなど一層の向上を図る。

Ⅲ．地域経済の活性化に資する取組

１２．地域経済の活性化に資する取組に関すること

（１）現状と課題

本町においても、少子高齢化や若年層の流出により、過疎化・人口減少が進んでおり、おおむね２０年後の人口は約７，７００人（第２期都農町地方人口ビジョンより）と推計される。一方で、平成２５年に「道の駅つの」がオープンしたことを機に、都農町を訪れる観光客数は飛躍的に増加しており、平成２７年には１００万人を突破し、その後も例年高い水準を維持し続けている。

当商工会においても、町内各種イベントへの参画等を通じて、町内の賑わい創出に携わってきたが、今後は「道の駅つの」をはじめとした町の観光要所に限らない、町内全体への波及効果が期待できる取組が求められる。

（２）取組内容

①つの財団との連携による地域経済活性化

都農町の産業振興を担う機関のひとつとして、平成３１年４月に設立された「つの財団」（一財）つの未来まちづくり推進機構）は、町のデジタルフレンドリー宣言に基づく事業者のICT活用促進や、産学連携による後継者育成、農商工連携促進など、商工会と目的を共有する事業を多く企画、推進している。

同財団と連携し、町内産業の魅力を向上させ、新規創業・事業継続支援を促進させていくために、地域農産物を活用した特産品の開発やオンラインを活用した発信などを進め、地域経済への波及効果の最大化を図っていく。

連携促進のため、月１回の意見交換会を実施する。

②中心市街地の賑わい創出

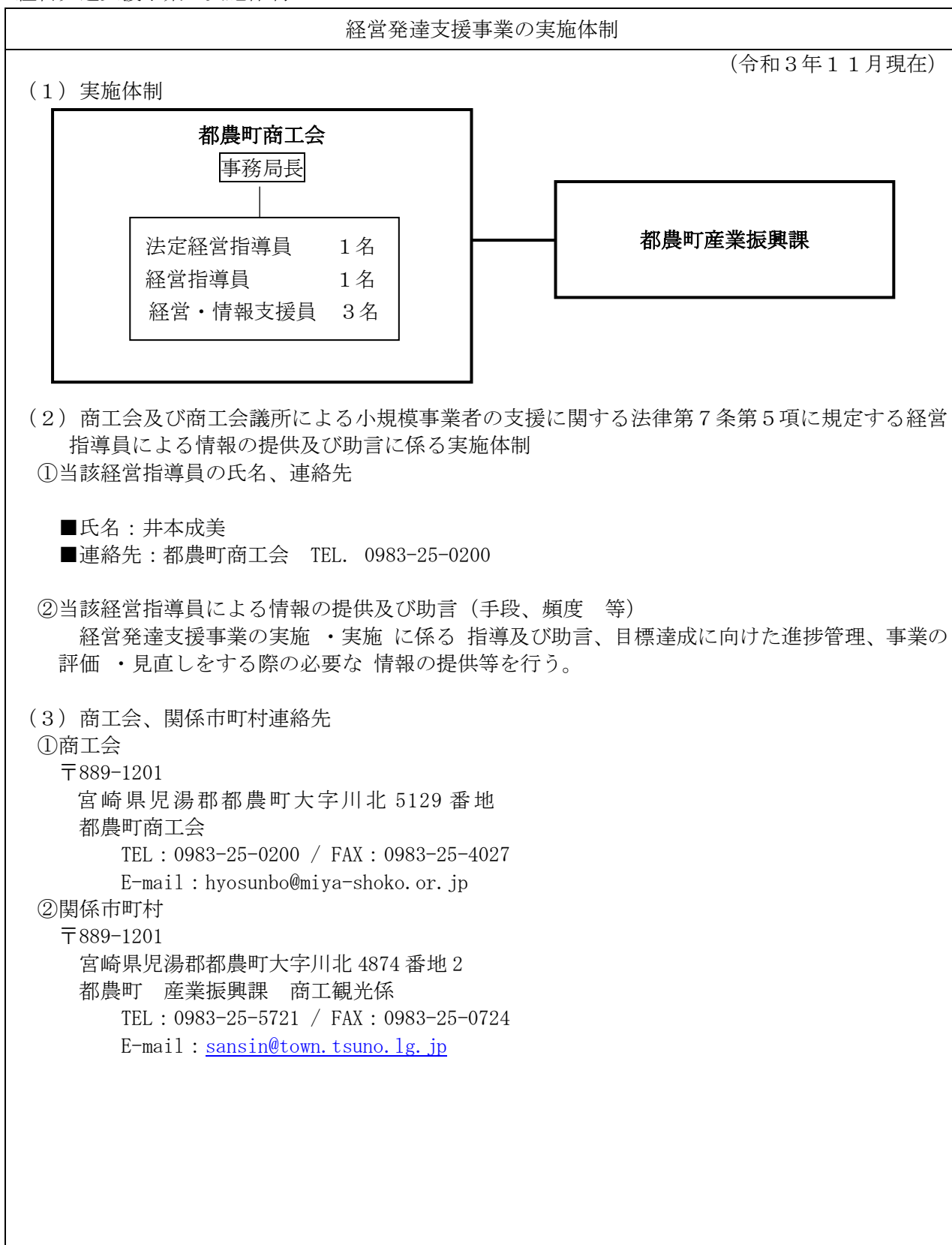
都農町では、令和３年度より町民や商工会を含む各団体からの意見を収集しながら、街並み・景観等の総合計画である「都農町グランドデザイン」の策定に取り組んでいる。中でも「道の駅つの」を核とした観光客の回遊ルートとなる中心市街地は、本計画において地域経済全体の活性化を担う重要な拠点となることが想定される。

商工会においても、商工業者の意見を集約しながら「都農町グランドデザイン」策定に積極的に参画していく。また、計画の方向性に沿い、中心市街地における新規創業や新サービスの開発を促進して、入込客の誘致に繋げていくとともに、商業・飲食宿泊業の付加価値向上につなげ、賑わい創出を図っていく。

また、「都農町グランドデザイン」策定と関連して、令和３年３月に閉校となった町内唯一の高等学校であった「都農高等学校」の跡地利活用協議会に当商工会の会長が委員として参加しており、同協議会の関係団体（役場、金融団等）と今後の商工業・文化の拠点となるような施設利用を実現させていくため、年に３回程度開催される協議に積極的に参画していく。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制



(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	940	940	940	940	940
・ 事業計画の策定支援に関する事業費	90	90	90	90	90
・ 需要動向の調査に関する事業費	50	50	50	50	50
・ 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する費用	600	600	600	600	600
・ ソフトウェアサービス費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料等収入、伴走型補助金、都農町補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して実施する事業の内容
連携体制図等